

第7回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1. 日 時

平成16年1月22日(木)13時57分～15時40分

2. 場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

3. 会議の次第

(1) 開 会

(2) 議 事

議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件

議案第33号 補助金等の取扱いに関する件

議案第37号 障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件

議案第38号 児童福祉等事業の取扱いに関する件

議案第39号 高齢者福祉事業の取扱いに関する件

議案第40号 生活保護関連事業の取扱いに関する件

議案第41号 介護保険事業の取扱いに関する件

議案第42号 その他の福祉事業の取扱いに関する件

(3) その他

(1) 地域審議会設置の検討について

(2) 住民説明会の実施予定について

(3) その他

4. 出席者氏名

(1) 出席委員(29人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、
小野寺一志、竹下 博英、牧野 正則、山口 博司、池村 好道、
佐藤 裕之、稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、

地主 重子

(2) 事務局

事務局 長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司

事務局参事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、工藤 昌夫、佐々木秀則、丸山 春男

事務局員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、藤原 正人

専門部会長 内山 真次、藤本 六男、大山 幹弥、平山 武志、藤枝 禮助、我妻 弘思、佐藤 英實、赤川 久雄

関係職員 石谷 雄一

5. 会議録

高橋事務局参事 ただいまから第7回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、協議会委員に異動がありましたので、この場でご報告いたします。

協議会規約第8条第1項第5号に基づく雄和町議会から推薦のあった委員のうち、雄和町市町村合併推進検討特別委員会の副委員長であった高橋兵一議員が、同職および本協議会委員を退任され、新たに同特別委員会の副委員長に就任した牧野正則議員が本協議会委員に就任されております。

ご紹介いたします。雄和町議会議員の牧野正則様、どうぞご起立願います。

それでは、会長から辞令を交付いたしますので、前の方にお進みください。

(牧野正則委員起立。辞令交付)

なお、委員の皆様には、異動後の協議会名簿をお配りしておりますので、ご確認願います。

また、本日の議事には、各専門部会での調整事項を集約した案件があることから、事務局側の説明員として関連の専門部会から部会長等を出席させております。出席者の紹介につきましては、出席者名簿の配付により省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議事の途中で説明員の入れ替えをさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認したいと存じます。

それでは、資料1でございます。第7回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案

件の冊子でございます。資料2は議案第33号関係資料、補助金等の取扱いについてでございます。資料3は議案第37号関係資料、障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いについての資料でございます。資料4は議案第38号関係資料、児童福祉等事業の取扱いについての資料でございます。資料5は議案第39号関係資料、高齢者福祉事業の取扱いについての資料でございます。資料6は議案第40号関係資料、生活保護関連事業の取扱いについての資料でございます。資料7は議案第41号関係資料、介護保険事業の取扱いについての資料でございます。そして、資料8は議案第42号関係資料、その他の福祉事業の取扱いについての資料でございます。

それから、本日お手元のテーブルの上に備えさせていただきました資料がございます。資料2-1でございますが、補助金現況調書とあります。これは資料2の関係の抜粋編でございますので、資料2の後ろに挟んでいただきたいと思います。

それから、その他の資料といたしまして一枚物の資料が1から4までそれぞれございますので、ご確認願います。

以上が本日の会議資料でございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、ただいまから議事を進めさせていただきます。

今日は、大変お足元のお悪い中お集まりをいただきましてありがとうございます。新しい年に入りまして、今日が初めてでございます。

また、河辺町の大山町長さん、大変快癒されまして、今日からまたご出席いただき、どうもありがとうございました。

それでは早速でございますが、第7回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

まず、議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程第6条に基づきまして、今日の会議における会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、河辺町議会議員の藤田茂委員、雄和町の地主重子委員、秋田市助役の相場道也委員をお願いいたします。

それでは、次第にしたがいまして議事に入ります。

今日の議案は8件でございます。

まず、議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料1、第7回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集でございます。

めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件。

平成15年12月24日提出の議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件については、次の理由により撤回したいので承認を求める。

平成16年1月22日提出。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

撤回理由であります。

編入される河辺町および雄和町の特別職の職員は全員失職することとなり、合併後の処遇を予め協議する必要はないと判断したことから撤回しようとするものである。

この件につきましては、前回の第6回協議会で撤回の方向が確認されていたものでありまして、今回は議案として整理するものでございます。

次ページには当該議案を掲載してございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対してご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございます。

ただいまから採決をいたします。議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件は、原案のとおり決定をされました。

次に、同じく継続審議となっております議案第33号、補助金等の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 3ページでございます。

議案第33号、補助金等の取扱いに関する件。

補助金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

この案件については、未調整項目が4件ございました。それを除いては協議済みとなっているものでございます。この4項目について資料でご説明してまいります。

なお、先ほど司会からも申しあげましたが、4項目に関する事務事業等の内容につ

きましてご承知いただくために、付属資料として資料 2 - 1、補助金等現況調書を添付いたしておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

説明は資料 2 で行います。

議案第33号関係資料でございます。

めくっていただきまして、4件について説明してまいります。

1 ページ目の14番、企画調整専門部会の案件でございました。雄和町育英会運営費補助金については、区分がAでありますので現行どおりであります。調整方針であります。補助金については、育英会の経営状況を見ながら取り扱いを検討する。ただし、雄和町は合併時までに債務圧縮等により同団体の経営健全化に努める。

次に、15番が同じく企画調整専門部会の案件で、雄和町育英会補助金の中の大学生奨学金貸与事業でございます。これはCの区分でございますので、廃止であります。調整方針は、補助金については、平成16年度より廃止する。平成16年度以降は、当分の間、財団法人雄和町育英会で留保している奨学金返還特定預金を財源とし、旧雄和町の対象者への貸与事業を継続する。

次に、3 ページ、42番でございます。これは市民生活専門部会の案件でございました。河辺町地域環境整備補助金であります。Cの区分でありますので廃止であります。調整方針は、合併時に廃止する、であります。

最後の4件目が6 ページでございます。91番となります。これは環境専門部会の案件でございました。秋田市における合併処理浄化槽設置整備事業、河辺町は事業主体が町で行っております。雄和町は合併処理浄化槽設置整備事業でございます。区分はBであります。したがって、秋田市の制度が基本でございますが、経過措置がございます。合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、補助金額は雄和町の制度を基準として検討する。また、河辺町の制度については、当分の間現行どおりとする。調整方針は以上でございます。

説明も以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいま事務局の説明があったとおり、本件は、全体で264件の事業項目のうち4件の調整方針案が定まっていなかったことから継続審議となっているものでございます。

それでは、まずはじめにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございます。

ご意見はございませんでしょうか。はい、相原委員。

相原政志委員 秋田市議会ではこれまで調査特別委員会におきまして、2度にわたってこの件について調査、審議してまいりましたが、この育英会の件につきましては、

なお検討すべき事項があるということから、本件については少し時間をいただきたいと考えており、本協議会においても、本件については継続をお願いしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

佐竹議長 ただいまの相原委員のお話は、この継続の扱いになっている4件のうち、育英会関係と。そのように理解してよろしいでしょうか。

相原政志委員 はい。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、伊藤委員。

伊藤 満委員 私も相原委員の意見に賛成であります。ぜひ、継続審議の扱いをしていただきたいというふうに思います。

佐竹議長 その他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がございませんようですので、ただいまの本件につきまして再度協議をしたいと存じます。

そういうことでございますので、このあとまた、それぞれの市・町の担当でいろいろと。さらにこの問題等につきましては、それこそ理解を得たうえで再度協議すること、議案第33号、補助金等の取扱いに関する件について、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第33号は、引き続き継続審議とすることに決定をいたします。

それでは、ここで事務局の説明員の入れ替えがあります。

高橋事務局参事 事務局の説明員の入れ替えがございます。休憩はとりませんので、このままの形でお待ちください。

(事務局説明員、入れ替え)

高橋事務局参事 それでは、再開をお願いいたします。

佐竹議長 それでは、協議を再開いたします。

次に、議案第37号、障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 5ページでございます。

議案第37号、障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件。

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、乳幼児医療費助成事業については、河辺町および雄和町の合併前の受給者に限り平成17年8月1日に秋田市の制度に統一する。

資料3、議案第37号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式1が総括表であります。このうちの2番がCという区分でございまして、廃止でございます。それから、5番につきましてはBという区分でございしますが、経過措置がございします。さらに2ページ目であります、60番、乳幼児医療費助成事業についてもB区分であります、経過措置がございします。

この事業の項目が62というふうに非常に項目数が多ございします。したがって、時間の関係がございしますので、主要な項目について説明してまいります、よろしくご理解をお願いいたします。

それでは様式2、調整方針でございます。

3ページの2番、心身障害者居室整備資金貸付事業でございます。課題にありますとおり、秋田市においては既に平成10年度から廃止している。調整方針は、合併時に事業を廃止する、でございます。

次に、5ページをお願いいたします。5番、身体障害者・知的障害者福祉費各種補助金でございます。ここに注意書きとございますが、括弧の中にありますが、当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載しているということでございます。したがって、このような記載がこれから多ございしますが、説明が重複いたしますことをお許してください。

この件の課題は、地域団体への補助・上部組織団体への補助など組織上重複する部分がある。2つ目が、各種団体の統合や合併も踏まえ補助対象、補助額、補助内容の統一をはかる必要がある。これに対する調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。このような経過措置をもった調整方針案でございます。

次に、このページの6番、身体障害者・知的障害者相談員であります。課題にありますとおり、両町の相談員について、合併時に秋田市長から改めて委任する必要がある。任期途中の合併のため報酬の支払いについて県との協議が必要であると。これは、両町の相談員報酬は県より支出となっていることである。そして、相談員の適正数や配置について協議が必要。このような課題がございました。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。括弧書きとしまして、河辺町、雄和町分については、秋田県より事務移譲を受ける。ということでございます。

次に、少しずつ飛んでまいりまして、説明は15ページまで飛ばしてください。失礼しました、15ページではなくて16ページです。27番、身体障害者生活支援事業でございます。課題が、雄和町における実施施設は「柏の郷」、これは西仙北町にあり、

秋田市実施施設「ほくと」との重複があるため調整が必要である、ということであり
ます。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。こういう調整方針案でござい
ます。

次に、これもまた少し飛ばしていただきまして、27ページまでお願いいたします。
50番、重度身体障害者（児）日常生活用具給付。この事業でございますが、課題にあ
りますとおり、河辺町は自己負担分に対し、全額補助を行っている。これの調整方針
案は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、29ページをお願いいたします。54番、身体障害者（児）補装具の交付及び修
理事業でございます。これも課題にありますとおり、河辺町は交付・修理にかかる自
己負担分に対し全額補助を行っている。この調整方針案は、合併時に秋田市の制度に
統一する、でございます。

次に、32ページをお願いいたします。59番、老人保健事務（医療）でございますが、
この課題は、老人高額医療費の支払時期に違いがあることでございまして、記載のと
おり秋田市、河辺町、雄和町それぞれ時期に違いがございます。これは、合併時に秋
田市の制度に統一する、が調整方針案でございます。

次の60番、乳幼児医療費助成事業でございます。これは課題の項にありますとおり、
乳幼児の通院、2歳から6歳児までの通院についての単独事業の格差が課題でござい
ました。秋田市は所得制限を設けております。河辺町、雄和町は所得制限がございま
せん。そこで調整方針案でございますが、両町の合併前の受給者について、合併後最
初の更新時、平成17年8月1日に秋田市の制度に統一する、でございます。

この件の説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対しまして、質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、質問がないようでございます。

ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたしま
す。議案第37号、障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件について、原
案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第37号は、原案のとおり決定さ
れました。

次に、議案第38号、児童福祉等事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第38号は7ページでございます。

児童福祉等事業の取扱いに関する件。

児童福祉等事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

資料4、議案第38号関係資料でございます。表紙をめくっていただきまして、様式1は総括表でございます。この事業につきましては、2番、5番、6番、11番、そして27番にCという廃止区分がございます。その他に12番、そして26番に経過措置が設けられております。

それでは説明してまいります。

2ページ、2番、出産祝金でございます。課題の欄でございますが、雄和町の単独事業であるため、調整が必要となっております。調整方針案は、合併時に事業を廃止する。なお、次世代育成支援行動計画の策定にあたり、当該事業に代わる子育て支援施策の検討を行う、でございます。

次に、3ページでございます。5番、地域子育て支援ネットワーク推進事業、これは秋田市のみの実施でございます。この秋田市の欄の括弧書きでございますが、平成16年度から廃止し、地域の自主運営に移行する予定となっているため、調整方針案が事業廃止案となっているものでございます。

6番、ママヘルプサービス事業（産じょく期ヘルパー派遣事業）でございますが、これも秋田市のみ実施であり、同じく平成16年度廃止予定であるために、調整方針は、事業廃止となっているものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。11番、母子家庭および寡婦家庭住宅整備資金貸付事業でございます。課題の欄にありますとおり、秋田市では既に廃止している事業であるため、両町との調整が必要であったということではありますが、調整方針案は、合併時に事業を廃止する、でございます。

次の12番、母子寡婦福祉連合会補助でございます。これが課題にありますとおり、各種団体の統合や合併も踏まえ補助対象、補助金、補助内容の統一をはかる必要があるということで、議案第33号と重複するわけでございますが、調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、ということでございます。

次に、13番、保育協議会補助・負担金であります。課題にありますとおり、合併により負担額が変わるため、事前に関係団体と調整をはかる必要がある。そこで調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。河辺町、雄和町は合併と同時に南秋田河辺郡保育協議会から脱退する、という調整方針案でございます。

次に、保育事業の関係が14番、一時保育、15番、延長保育、16番、障害児保育、17番、乳児保育などと続いてまいります。

次のページからまいりまして、10ページをお願いいたします。保育関係事業が続いておりますが、25番、保育所・保育園の管理運営の項でございます。秋田市の現況の欄であります。保育所数は公立が10ヶ所、私立が28ヶ所でございます。河辺町が公立3ヶ所、雄和町も同じく公立保育所が3施設となっているものでございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、ということでございます。

次に、11ページであります。保育料であります。ここに記載の括弧書きにありますとおり、再掲となっておりますのでございまして、議案第32号使用料、手数料の取扱いに関する件で協議済みでございます。

次に、12ページをお開きください。27番、保育所地域活動でございます。これの調整方針案は、合併時に事業を廃止する。ただし、補助事業は廃止するが、日常保育業務に取り込んで実施していく。

次に、28番、保育所給食でございます。調整方針案のとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。雄和町については、調理業務の委託を継続する、でございます。

次のページ、13ページの29番、保育料の減免でございます。課題として、減免基準についての調整が必要である。そこで調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、14ページをお願いいたします。30番、保育所入・退所事務でございます。課題にありますとおり、入所基準の統一など、入所審査について調整をはかる必要がある。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、秋田市基準に満たない両町の児童については、短時間保育や一時保育、私的契約など実情に応じた保育サービスを提供し、受入を行う、でございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問ないようでございます。

ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、特にこの件については、それぞれの調整がございしますが、両町が白地で秋田市のところが字で埋まっているものもございまして、全体的なボリュームとして、いろいろなバラエティには富んでくるのかなという、選択肢が非常に広がるということにはなろうかと思えます。

それでは、ただいまから採決をいたします。議案第38号、児童福祉等事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議ないようでございます。議案第38号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第39号、高齢者福祉事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 9ページでございます。

議案第39号、高齢者福祉事業の取扱いに関する件。

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

資料5、議案第39号関係資料でございます。表紙をめくっていただきまして、様式1は総括表でございます。ここにつきましては、まず、経過措置が2番、3番、そして32番でございます。それから11番、12番、13番、19番、そして22番、23番、24番、29番、31番、32番、33番、38番と12件の廃止事業がございます。

めくっていただきまして、様式2の調整方針でございます。最初に2ページ、2番、老人クラブ活動等補助でございます。課題にありますとおり、1単位老人クラブあたりの補助金額、申請方法が異なることから調整が必要ということでありまして、調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、3ページでございます。3番、老人クラブ連合会補助でございます。課題が、老人クラブ連合会の合併時期と、補助内容等の検討を要する。調整方針が、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、4番、敬老事業でございます。課題にありますとおり、対象年齢、開催方法が異なるため調整が必要でありました。そこで調整方針であります、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、4ページをお開きください。老人日常生活用具給付等でございます。課題が、雄和町では事業を実施していない。河辺町とは利用者負担額が無いため調整が必要であるということでありまして、調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に1ページ飛びまして、6ページをお願いいたします。9番、長寿者褒章でございます。課題の項にありますとおり、各市町で、対象年齢、祝い品の内容、支給時期が異なるため調整が必要。2つ目として、2町とも支給時期が対象者の誕生日のため、

合併から当該年度末までの対象者に対する対応について検討を要する、ございました。これは調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。秋田市の制度で運用をしていくと、こういうことでございます。

次に、7ページでございます。11番、福祉機器・用具の貸出でございますが、課題にありますとおり、貸し出し方法について検討が必要ということございました。また、雄和町では未実施ということで、調整方針案でございます。合併時に事業を廃止し、秋田市社会福祉協議会の福祉機器貸し出し事業と統合する、でございます。

次の12番、外出支援サービス事業でございます。課題については、事業実施方法について検討が必要だということで、秋田市が未実施となっているものでありますが、調整方針は、合併時に事業を廃止し、秋田市社会福祉協議会の移送車貸し出し事業と統合する、でございます。

次に、8ページをお願いいたします。13番、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業でございます。これは課題にありますとおり、河辺町のみの実施であります。事業実施方法について検討が必要ということあります。調整方針は、合併時に事業を廃止する、となっております。

次に、9ページをお願いいたします。配食サービスであります。課題にありますとおり、1食当たりの単価が秋田市800円、河辺町600円、雄和町1,200円、また利用者負担額が秋田市350円、河辺町300円、雄和町400円のため調整が必要。それから、配食回数は秋田市が週3回、河辺町・雄和町は週1回であり調整が必要ということあります。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、10ページをお願いいたします。16番、生きがい活動支援通所事業でございます。課題が、事業実施方法等について調整が必要である、ということございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、雄和町の耕心苑の事業については、老人いこいの家と同等に位置づけた上で継承し、送迎は高齢者バス優遇乗車助成事業および秋田市社会福祉協議会の移送車貸出事業で代替する、ということでございます。

次に、11ページの18番、生活管理指導事業（短期宿泊）でございますが、課題にありますとおり、利用者負担額が秋田市381円、河辺町は1,500円、雄和町は1,700円となっており調整が必要。また、利用期間が秋田市が年間14日、河辺町が7日以内、雄和町が14日以内となっており調整が必要である、ということございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に12ページ、19番、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業でございます。課題は、事業実施方法等について検討が必要。調整方針案は、合併時に事業を廃止し、秋田市の類似事業である「いきいきサロン事業」に統合する、でございます。

次に、13ページをお願いいたします。21番、緊急通報システムでございます。これは課題にありますとおり、委託先、利用者負担額、受信先が異なるため調整が必要。この調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

22番、高齢者地域支援体制整備、評価事業でございます。課題が、事業実施方法等について検討が必要。そこで調整方針案でございますが、合併時に事業を廃止し、在宅介護支援センター事業に統合する、でございます。

次に、14ページをお願いいたします。23番、特別養護老人ホームの管理運営、それから24番、軽費老人ホームの管理運営については、雄和町の施設について調整が必要と両項目ともなっておりますが、調整方針が、合併時に公設民営から民設民営へ移行することにより公の施設としての管理運営を廃止する。起債の償還については秋田市に引き継ぐ、でございます。23番、24番とも同じ調整方針案でございます。

25番、老人デイサービスセンターの管理運営でございます。課題はなかったわけですが、調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、雄和町デイサービスセンターについては、特別養護老人ホームおよび軽費老人ホームとの一体的な取扱いとする、ということでございます。

次に、26番、高齢者健康づくりセンター・ふれあいプラザの管理運営でございます。課題が、管理運営について調整が必要ということでございますが、調整方針案は、合併後の両施設の管理運営については、現在の形態を踏まえ外部団体への管理委託を継続する、でございます。

少し説明が長くなっておりますが、15ページの27番、高齢者バス優遇乗車助成事業でございます。これは秋田市、雄和町が実施しており、河辺町が未実施。なおかつ課題として、事業実施方法等について検討が必要でございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、16ページをお願いいたします。31番、高齢者住宅整備資金貸付事業でございますが、課題にありますとおり、秋田市では貸付事業を平成9年度限りで廃止しており、検討が必要ということでございます。調整方針案は、合併時に事業を廃止する。滞納整理事務は引き続き行う、でございます。

次の32番、ふれあい入湯券交付事業でございます。これは雄和町のみの実施であります。課題として、事業実施方法等について検討が必要ということでありまして、調整方針案が、平成16年度で事業を廃止する。なお、17年度以降は、高齢者優待制度の導入を運営主体に要望する、でございます。

次に、17ページであります。34番、老人いこいの家管理運営委託経費（修繕経費）でございます。課題にありますとおり、雄和町のふれあい支援センター「耕心苑」の位置づけ、運営等について検討を要する。調整方針案であります。合併時に

秋田市の制度に統一する。これは先ほども説明しましたが、秋田市老人いこいの家と同等の位置づけをする、という含意でございます。

次の35番、在宅介護相談協力員であります。課題にありますとおり、秋田市は民生・児童委員や薬剤師に委嘱、河辺町は民生・児童委員にのみ委嘱、雄和町は協力員がないことから、協力員の構成について調整が必要。これは調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

最後になります。18ページ、37番、在宅介護支援センターでございます。課題は、秋田市、河辺町、雄和町各々に、基幹型、地域型在宅介護支援センターがあり基幹型、地域型の設置調整が必要ということでございます。調整方針案は、両町の基幹型在宅介護支援センターを地域型とし、両町に各2か所の地域型在宅介護支援センターを置く、でございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第39号について、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

大山副会長 37番の在宅介護支援センター等の運営があるわけですがけれども、これは市の方の方針と、それから、それぞれの社会福祉協議会で運営している場合もありますので、その指導的な面は今後どうなるものなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

佐竹議長 事務局。

藤枝福祉専門部会長 お答え申し上げます。福祉部会を担当いたしました藤枝でございます。

基幹型の在宅介護支援センターは秋田市にもございますので、それらが一つの自治体の中でどのように対応するのかということを考えますと、まずは、基幹型は1つではないのかということでございます。これは地域を所管いたします人口等の関係もございますので、そのような案を検討いたしましたところであります。

地域型については、現行の機能をそのまま生かすと。それと同時に社会福祉協議会との関係についても、現在の方法を継続していきたいと考えているところであります。この福祉行政の推進にあたりましては、社会福祉協議会との連携が非常に大事なことでありますので、現在の方法を踏襲していきたいと考えているところでございます。

佐竹議長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問ないようでございますので、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

議案第39号、高齢者福祉事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 ご異議ないようでございますので、議案第39号は、原案のとおり決定をされました。

次に、議案第40号、生活保護関連事業の取扱いに関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 11ページをお開き願います。

議案第40号、生活保護関連事業の取扱いに関する件。

生活保護関連事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

資料6、議案第40号関係資料でございます。めくっていただきまして様式にありますとおり、この関連事業項目は2項目でございます。それぞれBでございます。

そしてまた裏のページでございますが、2ページ目、1番、生活保護でございます。課題は、生活保護相談窓口を河辺町・雄和町に設置すべきか、でございました。調整方針の案は、合併時に秋田市の制度に統一する。その含意は、2町分は合併時に県から引き継ぐ。なお、相談窓口は市本庁1カ所とする、でございます。

次に、2番、行路困窮者措置費法外援助（行旅人）関係事務でございます。課題が、支給金額が異なる。また、行旅人窓口を河辺町・雄和町に設置すべきか、でございました。この調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、窓口は市本庁1カ所とする。

説明は以上でございます。

佐竹議長 では、ただいまの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 次に、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ただいまから採決をいたします。議案第40号、生活保護関連事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第40号は、原案のとおり決定をされました。

次に、議案第41号、介護保険事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 13ページでございます。

議案第41号、介護保険事業の取扱いに関する件。

介護保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

でございます。

資料7であります。表紙をめくっていただきまして、様式1が総括表であります。この事業については21の事業項目がございます。そのうちの4番、6番につきましてはCでありますので、廃止という取扱いでございます。また、14番、19番に経過措置がございます。

めくっていただきまして、2ページは調整方針案でございますが、1番、在宅介護支援事業でございます。これは秋田市のみの実施でありまして、調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、であります。

次の3番、家族介護用品の支給でございます。課題のところにありますとおり、支給対象者の該当条件の不一致。次が、雄和町のみが現金支給で、支給の上限が自治体ごとに違う。3つ目が、配達業者の兼ね合いがある。河辺町関連でございます。4つ目が、支給対象用品に若干の違いがあるということであります。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、であります。

次に、3ページの4番、家族介護者交流事業でございます。雄和町は実施しておりません。そこで、課題であります。市で行うか、社会福祉協議会または在宅介護支援センター等に委託する事業を再構築する必要があるというものであります。秋田市の欄に記載のとおり、平成16年度で秋田市では廃止予定となっていることを踏まえて、調整方針案でございます。合併時に事業を廃止する、でございます。

次に6番、家族介護給付費支援事業でございます。課題にありますとおり、雄和町のみが実施しており、調整が必要である。調整方針案は、合併時に事業を廃止する、でございます。

次に、4ページでございます。9番、介護保険申請受付事務でございます。課題の欄にありますとおり、更新申請の勧奨通知について、調整が必要となるということでございます。調整方針案が、合併時に秋田市の制度に統一する。更新申請の勧奨通知については、行わないことにする、でございます。

次に5ページをお願いいたします。13番、介護保険料滞納整理事務でございます。課題にありますとおり、保険料の滞納者に対する納付指導についての調整が必要とな

る。このことに対する調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。システム統合にあわせ秋田市のシステムに統一する。

次の14番、介護保険料賦課徴収事務でございます。課題にありますとおり、まず1つ目としては、保険料の基準額について。2つ目は所得段階、雄和町のみが6段階となっていること。3番目として納期について課題がございました。調整方針案でございますが、介護保険料は、16年度までに限り不均一賦課するものとし、17年度から統一するため、事業計画の見直しを行う。このためには新たな保険料を設定する必要があると、こういうことで事業計画の見直しを行う。

次に、最後のページ、8ページをご覧ください。19番、介護保険事業計画関係事務でございます。課題にありますとおり、あるいはこれまでの項目で申し述べましたとおり、事業計画の見直しが必要である。調整方針案は、17年4月から統一した保険料を適用するために、事業計画を新たに作成する、でございます。

最後に、21番、介護保険財政調整基金・介護給付金準備基金でございます。現況の欄にありますとおり、現在高が、それぞれ秋田市が4億7,600万円、河辺町が1,000円、それから雄和町が1,838万5,000円となるものでありますが、調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、ということでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。いずれこの介護保険料は、また新しい制度を踏まえて、全体でもう一回新たな料金を設定することになるかと思えます。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、ただいまから議案第41号、介護保険事業の取扱いに関する件について採決をいたします。原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第41号は、原案のとおり決定されました。

それでは、最後になります議案第42号、その他の福祉事業の取扱いに関する件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 15ページでございます。

議案第42号、その他の福祉事業の取扱いに関する件。

その他の福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

でございます。

資料8でございます。めくっていただきまして、様式1でございます。40の事業項目がございます。このうちの11番、28番、そして38番に経過措置がございます。さらに、24番には現行どおりとする区分がございます。また、35番は廃止する。このように整理されております。

めくっていただきまして、3ページをご覧ください。6番、地域福祉計画であります。課題の欄であります。秋田市では平成15年度中に地域福祉計画を策定することとしているが、両町では策定の予定がないということでありまして。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、7番、災害弔慰金、災害障害見舞金支給事業でございます。課題にありますとおり、条例で定める弔慰金・見舞金が、秋田市と雄和町は同額だが、河辺町の金額が異なっているということでありまして。合併時に秋田市の制度に統一する。

それから、8番、災害援護資金貸付であります。課題にありますとおり、条例で定める貸付限度額については、秋田市と雄和町は同額だが、河辺町が異なるということでありまして、調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、4ページでございます。9番、災害見舞金支給であります。課題にありますとおり、河辺町・雄和町両町は、この事業を行っていないので調整が必要ということでありまして。調整方針案のとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、であります。

11番、民生委員・児童委員活動補助の関係でございます。これは、重複して説明となるわけではありますが、課題にありますとおり、委員1人当たりにかかる補助金額が3市町で異なるので、調整が必要。調整方針案であります。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、という経過措置を設けてございます。

次の5ページ、12番、民生委員推薦会であります。課題の欄にありますとおり、厚生労働省通知によると、編入合併では、河辺・雄和両町の推薦会が解散し、秋田市の推薦会が存続するが、両町出身の委員がいなくなる。また、両町に秋田市民生委員推薦会準備会の設置が必要となる。そこで調整方針案でございます。合併時に秋田市の制度に統一する。その含意は、次の秋田市民生委員推薦会の委嘱期に両町出身の委員を委嘱する等調整する。また、両町に秋田市民生委員推薦会準備会を設置する、でございます。

次に、13番であります。市民児協との連絡調整の項であります。課題にありますとおり、新市の活動を一本化する必要があることから、3民児協間で合併協議会を設立し、組織、事業等基本的な事項について調整を図っていく。調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一する。その含意としまして、両町の民児協が秋田市内の法定地区民児協のひとつになる。したがって、現在36あるところが2カ所増えまして38になると、こういう調整案でございます。

次に、6ページをご覧ください。15番、社会福祉協議会補助でございます。これも重複しての説明となるわけですが、課題にありますとおり、3市町で補助を行っている内容を調整する必要がある。調整方針案であります。3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する、でございます。

次の16番、社会福祉協議会委託の関係でございます。課題にありますとおり、委託事業が、3市町で異なっているため調整を図る必要がある。調整方針案は、3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する。15番と同じ取扱いでございます。

次に、7ページの18番、ふれあい福祉相談センター設置補助でございます。これも補助の関係でございますが、課題にありますとおり、河辺町の相談センターの取扱いについて、調整を図る必要がある。調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一する。括弧書きであります。河辺町の相談センターを秋田市社協のふれあい福祉相談センターに統合する、でございます。

20番、地域福祉活動ネットワーク事業補助でございます。課題が、それぞれの事業内容について、統一化を図るなど調整が必要である。調整方針案は、3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する、であります。

次に、8ページであります。22番、社会福祉法人・施設の指導監査であります。これは秋田市のみ実施している。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

9ページの24番、河辺町総合福祉交流センターの管理運営であります。課題の欄にあります。河辺町総合福祉交流センターについては、有料施設であり、料金設定について検討が必要。また、河辺町福祉保健課保健衛生係について、本センター内に置いている事務室の取り扱いの検討が必要。さらに、同センターに事務局を置いている関連団体についても、その取り扱いの検討が必要。そこで調整方針案でございます。総合福祉交流センターの使用料は、合併後も現行どおりとする。管理運営については、当該施設が河辺町独自の施設である性格を踏まえ、合併後の河辺地域の出先機関が行う。以上が調整方針案でございます。

次に、11ページをお願いいたします。28番、遺族会補助の関係でございます。これ

も重複して説明となるわけではありますが、課題にありますとおり、各市町で補助している補助金等を今後も継続していくかどうかでありました。そこで調整方針案ではありますが、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、13ページをお願いいたします。33番、社会福祉審議会に関する事務でございます。課題の欄ではありますが、社会福祉法の規定により設置している本市の審議会が存続すべきであると考えますが、両町からの委員が存在しないため、配慮が必要となる。そこで調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。その含意は、秋田市社会福祉審議会に新たに両町出身者の委員を委嘱する等の調整を行う、でございます。

次に、14ページの35番、生活困窮者見舞金支給事務でございます。課題が、1市2町で事業内容が異なるので、調整が必要となるということではありますが、秋田市の現況欄の一番下段にありますとおり、秋田市では平成16年度に廃止予定となっている事務事業であることから、調整方針の案ではありますが、合併時に事業を廃止する、でございます。

それから、次のページの15ページ、37番、ふれあい福祉基金事務でございます。課題にありますとおり、3市町で補助内容等が異なるということですので、重複した説明ではありますが、調整方針案のとおり、合併時に秋田市の基金および制度に統一する、でございます。

次の38番、各種団体補助金支給事務、これもまた補助金のことで重複ではありますが、課題は、3市町で補助団体が異なる。調整方針案は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 民生児童委員協議会の内容についてご質問したいと思います。

秋田市、河辺町、雄和町のそれぞれで民生委員・児童委員は活躍しておるわけですが、合併時に秋田市の制度に統一するということになっております。そうしますと、秋田市の民生委員の活動内容といいますか、その民生委員の構成、あるいは地区制とかいろいろ設けておるようですけども、まず、秋田市の民生委員のそうしたあり方についてお聞きしたいと思います。

佐竹議長 はい、どうぞ。

石谷秋田市福祉総務課長 秋田市の民生委員の活動内容ということでございますけれども、まずはいわゆる法定民児協、これは地区民児協とっておりますけれども、そ

れが36地区にございます。民生委員の活動内容につきましては、皆様ご承知のとおり、常に住民の福祉向上のためにさまざまな方へ支援を行うということで活動を行っております。

その36地区を総括するという意味で秋田市民生児童委員協議会という組織がございます。これは任意でございます。

以上でございます。

佐竹議長 活動内容については、特に1市2町での差異はありますか。

石谷秋田市福祉総務課長 活動内容につきましては、それほど差はないというふうに私は認識しております。

佐藤勇一委員 今ご説明を聞きましたけれども、現在の河辺町では36人、雄和町40人という構成になっております委員数については、合併することによって、これは変わっていくのでしょうか。それとも現在のままでいくということですか、その辺もお聞きしたいと思いますけれども。

石谷秋田市福祉総務課長 委員の定数につきましては、合併に伴い定数基準が変更となる場合、その調整は合併後の一斉改選時に行うという定めがございます。したがって、これに従いますと、具体的には次期改選が今年、平成16年の12月でございます。

ただし、合併が平成17年1月でございますので、その定員についての検討というのは、平成19年12月の一斉改選時に合わせて行うというふうな流れになります。もちろん平成19年の一斉改選時には、その定員については現在の委員でいいのかというような協議、検討というものが必要になるかと思えます。

佐藤勇一委員 そうすれば、平成19年まで現在の人員でいくという、そういう解釈でよろしいですか。

石谷秋田市福祉総務課長 はい、そのとおりでございます。

佐藤勇一委員 今度は要望ということになると思いますが、今、福祉国家といいますが、福祉行政には、国はじめ県・市町村も大変力を入れておりますし、少子高齢化が進んでいることも紛れもない事実だと思っております。そういう中で民生委員の活動というのは、地道であるけれども非常に大切な活動の一つだと思っております。

私も実は民生委員を担当しておりますけれども、実際問題として、今、老人世帯、あるいは一人暮らし老人というものが非常に増えております。子供さんはいるわけですが、みんな外に出て自立をしている家庭が多く、これも一つの社会的な現象だとは思いつつも、非常にそういうことが多くなっているのが実態であり、そうしたことについて、今後どのように対応していくかということがこれからの大きな課題だと思っております。私たちも実際に活動していて、やはり極端に活動範囲といいますが、担当する所帯数が極端に増えていきますと、なかなか行き届かない点が数多くあ

ります。そういう意味では、やはりお互いにコミュニケーションをはかっていくことが大切だと思います。

合併後におきまして、1人あたりと言えればちょっと言い方が悪いと思いますが、あまりにも広範囲であるような、そのような方針であるとすれば、私たち回る方も、回られる方もやっぱりコミュニケーションをはかりづらい面もあります。やはり、その活動範囲については、合併してもあまりにも極端に多くならないようにして欲しいと、実際活動してみてそう感じておりますし、それに、お互いにわかっているところに回って行くというのが、やっぱり一番にコミュニケーションをはかれて、またお互いに話し合えるというふうにも感じられますので、そうしたことを考えてひとつ進めてもらいたい、こういうふうに思います。要望ということになりますけれども。

佐竹議長 当然、市街地の人口密集地と面積が非常に多いところとでは、活動時間等のいろんな問題もあると思いますので、十分今のご意見については担当部局でその点について残しておいてください。

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

地主重子委員 項目15番、社会福祉協議会補助の取扱いについてでございます。地域福祉担当職員の配置についての要望でございます。

現在、1市2町の3社協の合併については、この法定協と同時進行の形で調整が進められております。3年前の福祉法の改定により、地域福祉は社協の責任で進めることが示されておまして、町社協でも事業にあたってまいりました。合併後1自治体1社協ということで、河辺、雄和の両社協は秋田市の社協に統一という形で進められると思います。

そうなりますと、これまで河辺町3名、雄和町2名の両町の行政から支援をいただいていた地域福祉担当職員の配置が、新社協に統一されてなくなってしまうのではないかと、私は社協理事の立場から大変心配をしております。住民のニーズに応えた地域福祉サービスを進めるにあたりまして、行政からの担当職員の配置という支援は非常に大きな力となっております。

合併によって、これまでどおりの福祉サービスを受けられるだろうか、急激なサービスの低下にならないだろうかと住民は心配しておりますし、ことに先日の県北の痛ましい事件などから、私も大変な不安を持っております。

新しい市社協の体制が軌道に乗るまで、当面、河辺地区、雄和地区社協へ行政からの担当職員の配置を是非お願いしたいと思うんですけれども、よろしく願います。

佐竹議長 今回の件について。

藤枝福祉専門部会長 お答えいたします。

社協の合併協議の中にも行政担当職員も入っておりますし、今、地域福祉計画を秋田市で進めておりますが、これらの連携も十分とっていかなければなりませんので、社協とも話し合いしながら急激な変化のないようにやっていきたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、議案第42号、その他の福祉事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第42号は、原案のとおり決定されました。

それでは、その他の項目に入らせていただきます。

その他の項目の(1) 地域審議会設置の検討について、事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 ご報告をしたいと思うわけですが、前回の12月24日の第6回合併協議会、そして今回の協議会に先立ちます1月13日の第9回合併協議会幹事会におきまして、河辺町、雄和町の両町から、合併後の河辺地域および雄和地域の住民意向をくみあげる組織の設置について検討の要請がございました。

事務局としましては、所管の専門部会を定めまして、早急に検討に着手したいと考えております。

検討にあたりましては、河辺町および雄和町の意向を十分踏まえながら、鋭意設置の是非も含めまして、組織のあり方などについて精査してまいりたいと考えております。そして、必要に応じて合併協議会幹事会や合併協議会に諮って成案を得てまいりたいと考えております。

この件については以上でございます。

佐竹議長 この件について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 昨年12月24日に定数の問題がクリアしたわけですが、この前もお話しましたけれども、やっぱり協議が難航した結果、ああいうふうに合意したということは、言うなれば、両町にとって秋田市との合併については、非常に住民の声というのが届かないということが大きな一つの背景にあるかと思うわけでございます。

それで、この前、会長さんに質問したら、設置の有無については設置する意向ということで、私方もよかったとは思っておるわけです。けれども問題はです、これから

いろいろと協議をするとは思いますが、その前に、地域審議会を設置したからといって、1市2町の地域間のバランスがそれではできないというものではないと思うわけでございます。いつかも申しましたけれども、やはり基礎的なものとして、そこにコミュニティという一つの活性化の基盤があって初めて地域審議会が形骸化するかしらないかということが、これからの大きな問題となっていくのだと思うわけでございます。

佐竹市長さんも、新春の新聞で見るとそのようなことを言っておりますし、あるいはまた今朝の新聞等で、ここの委員の中にもおりますけれども、市政懇談会の中でもそういうようなひとつのモデル的なもの、あるいは若い人の声というようなものもいろいろ取りざたされております。やはりそういった面から、今、秋田市のコミュニティ活動の、そういったひとつの地域住民の声というようなものが、どういう範囲で、どういうプロセスを経て市政に反映されておるのか、まず第一にそこら辺の現況をお聞きしたいと思います。

藤本企画調整専門部会長 ただいまの地域コミュニティの活性化が必要であるという視点から、住民の声をどのように市政に反映させているのかというご質問だと思います。

秋田市では、さまざまな手法により住民の皆様の声を聞いております。それは、例えば地域に出かけましてですね、こちらの方から秋田市の今の現状を説明するとか、それから地域のさまざまな要望を聞くとか、またはインターネットを使ったり、手紙であったりとさまざまな手法で皆様の声を聞いております。最近は若い人も対象にしながらですね、そういう仕組みを変えながら、そういう対応をはかっておるところでございます。個別の名称はさまざまございますが、そういう多様な手法で声を聞くということで進めております。

佐竹議長 私からちょっと補足をします。

秋田市の現況は、ブロックごとに町内会連合会のような地区振興会という、地域振興会みたいないろんな名前がありますけれども、概ねその小学校区単位ぐらいにあるわけですし、そことの、例えば市民ミーティングには、私と市の幹部職員が直接行って、ある意味一日移動市役所みたいな形ですが、いろいろな要望を聞いたり、こちらからお話をしたりして、そのあと若干懇談会に参加したりもします。

あるいは、地域ごとの要望を、その地域の振興会や町内会連合会でまとめていただきまして、それを文書で出していただきます。一定の時期にこちらで整理したうえで、地区対話集会という、これも市役所の各部局から幹部職員がまいりまして、その地区の方々との一つひとつの大きい問題だとか、それこそその道路の側溝はいつ直すんだとかというような問題も含めて、概ね小学校区単位で一定期間ぐるぐる回るような

形でやっています。

そのほかに市民ミーティングでは、例えばそういう地区以外にも、一定の各種団体とかですね、あるいは若い人たちやいろんな婦人層だとか、そこら辺は要望に応じてフレキシブルに対応するというので、かなりそういった会をやっています。

藤原 貢委員 それでは、会長は設置するという意向のようですが、来年1月1日の合併後、何年ぐらいの間その地域審議会というようなものを設置するとお考えになっておられますか。

佐竹議長 これは法定のものかどうかにもよりますので、そこら辺も含めての検討になるかと思えます。

藤原 貢委員 そうということですね。我々が持っている周辺の不安というようなものを解消する地域審議会ですので、先ほど秋田市のコミュニティの現況の活動も聞いたけれども、職員の方々がそういうふうな要望を聞きに行っている説明会、それはそれなりにいいけれども、これからは住民参加型の行政というものが分権社会には当然必要になってきたので、そういった地域住民の意思というようなものに対してもう少し掘り下げた自治組織というような形。また、当然議員数も減ってくるわけですので、そういった面に対して、コミュニティという地域住民の共同体というものの取り組みがこのままであるとすれば、今までやってきたものと代わり映えがないように思います。

当然河辺町も、特に私の住んでいる岩見三内地域というのは、そういった面で一体性を持っておりますが、今後は行政依存型でなくなるという意識に改革させながら、自分のところにはこういう課題があると、こういうものは我々でやると、そういうようなコミュニティの育成を強力に指導するという、言うなればこの合併協を通じながらそういったソフトの面についても、ハード面のみならず大きくウェイトをかけてもらいたいために、今言っておるわけでございます。

これからの地域審議会設置の中身については、どういう形でやろうとしているのか、あるいはその人選等々も事務局としてお考えになっていることがございましたら、ひとつ出していただきたいと思えますけれども。

高橋事務局長 藤原委員のおっしゃる課題については、非常に幅広の高いレベルであったと思えます。

当面私ども考えておりますのは、この法定協に正式にお諮りする前に、先ほど委員からもおっしゃられました先進事例を見ると、やや形骸化しているというふうなご指摘も正式にここに表明されたところでもありますので、どのような形になるのか、これから検討に入りたいと思っております。したがって、この法定協の枠組みで正式に検討するとすれば、システムとしては専門部会があるわけでもありますので、先ほど申し

あげましたとおり担当専門部会を決めまして、そこで事務的にも、それからあるべき姿についても、そして設置の適否、是非までも踏み込んで検討していくということでございます。

いずれ早い時期にご報告、中間報告を含めてやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

藤田 茂委員 この地域審議会については、今まで我々が合併の市町村の視察に行っても、ほとんど形骸化して、実際はあってもなくても同じようなもんだと、こういうようなことをいろいろ聞いてきました。

秋田市では、この地域審議会を当然つくると思いますが、やはり、河辺、雄和の住民の方々が一番心配しているのは、合併後、我々の意見を秋田市にどういうふうに反映できるのかということが一番心配なわけでありまして。そういうことを踏まえて、この前の議員の定数、任期の問題で、在任特例というものを河辺、雄和の人方が主張してきたわけでありまして。秋田市では44名ということを目指し、河辺、雄和では在任を主張してきましたが、ここで46人という一つの妥協の線が出たのは、これは、この地域審議会が名実ともに充実した審議会になるようにという願いを込めて46人に賛成したわけでありまして。

また、ほかの合併したところの審議会の委員の内容であります、各種団体の代表ということになっており、これも確かに良い方法だと思います。しかし実際、河辺、雄和の住民の意見、あるいは地域の実情を一番よく知っておるのが、現在のこの町会議員でありますから、この委員の選任にあたっては、議員を主体にして人選してもらった方が審議会の効果があがると思います。そして、形骸化でなく、名実共に秋田市のやっておる地域審議会は素晴らしいものだ、ということになりますと全国的に評判になりますから、それじゃあ行って視察しましょうかということで、全国から秋田市のこの地域審議会を視察に来ると思います。こうなると、当然こちらも対応しなければなりませんし、対応する人もいなければならないわけですから、まさにこのうれしい悲鳴ということになるわけです。そういうような全国のモデルになるような審議会にしてもらいたい。特に佐竹市長さんがこの方の主役になるわけですから、強く要望しておきます。

それから、ちょっと外れますが、今までにこの合併協議会で、最後にありますところの経過措置、あるいは今の調整方針で、秋田市の制度に統一するということがほとんど100%であります。これは、専門部会、あるいは幹事会を経て、この合併協議会に議案が出るわけでありまして、編入合併ですので、これは当然と言えば当然であります。専門部会でも、例えば河辺から委員が1人、あるいは雄和から1人出ます

と、秋田市からは3人も4人も出ると。これは市と町との行政組織の違いですが、やっぱりその専門部会の数、委員の数そのものにおいて、案件の審議に入る前からもう圧倒されるわけです。

だからもし秋田市も、今はいじめという言葉は大人ですから流行りませんけれども、河辺、雄和からこの専門部会に行った職員たちをもっと可愛がって、よく河辺に来てくれたと、秋田市に来てくれたと、こういうような暖かい気持ちで、河辺、雄和の意見も大いに聞きながら、そして、たまには河辺町の制度に統一するとか、あるいは雄和町の制度に統一するとかということ、まあ茶目っ気といいますが、こういうことがあったって、別に我々は編入合併を否定するわけでもないんですから、そういうゆとりというかな、そういうことがあってもいいんじゃないかと思います。今の専門部会も、幹事会もそうですよ。

そういうことで、せっかく合併しようとして相談しているわけですから、やっぱり河辺、雄和の立場や、それに河辺、雄和だって良い点もあるし、これから残してもらいたい点もあるわけですから、そういうことも踏まえて、ひとつ十分に考えてもらいたいと。

ちょうどこの協議会も約半分ちょっと過ぎましたかな。そういう時期になりましたから、これからうまく運営していくためにも、ひとつ今のようなことを配慮しながらひとつ頑張ってもらいたいと、こういう願いであります。

以上であります。

佐竹議長 貴重なご意見でございます。ただ、書き方によってですね、どうしても秋田市だけという形で、それ以外の両町が白地のところでは、秋田市だけがやっているというのがかなりあるんですよ。そこがここには逆にほとんど議論にならずにいつていますので、トータルとしますと、いろいろな形でプラスもあるしマイナスもあるということで、そこを含めて、十分にそれぞれ担当職員は大いに自信を持って1市2町、議論を闘わせながら良い結論を出すように努力してください。

ほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ稲場さん。

稲場みち子委員 市民の意見をどうやって秋田市は取りあげていってくれたかという一つを、今まで市民として参加したものとしてご紹介したいなと思います。

秋田市は、わりと公募という形で市民を行政の事業の中に参加させてくれたということが、それで市民として手を挙げれば、今までいくらかいろいろな事業に参加することができました。市政懇話会なんかの委員も公募というものがございましたし、それから、今まで男女共生政策室、今、政策室の事業ですが、「きらめく北の男女フォーラム」などという事業については、市民として何回も公募に応じて参加することで、さまざまな意見をみんなで言いながら事業を作りあげたり、市政懇話会では、市として

こういうふうなあり方でいったらどうだろうという意見を申し述べる機会もございました。そういうことで、市民としては大いに市の事業に、市政に関心を持つ機会がありました。

それから、地域審議会ですか、これからの地域審議会も、私が思っていることですが、市が審議会を立ちあげて、そして委員を選んでやるという方法もあるかもしれませんが、例えばさまざまな地域におられる議員が、これからの秋田市をどういうふうな方向にしたいのか、自分たちはどういうまちにしたいのかということ、各地域で議員さんなりのそれらの人たちが立ちあげて、それこそ地域の人たちがこれからの秋田市の行く末をいろいろな目で見ながら提言をしていくという形にすれば、本当に住民参加型の秋田流の地域審議会ができるのではないかというふうに私自身は考えています。

佐竹議長 せっかくでございますので、私からも、もうちょっと話させていただきます。

実は、秋田市で16年、新年度に地方分権のプロジェクトとして、これはいわゆる逆に言いますと、国からの地方分権じゃなくて、我々が地方自治をやっていくうえでの国の制約、あるいは国の法律制度で、我々に権限を少しでも与えていただいた方がまちづくりがしやすいというものを個々具体的に洗い出すということ、新年度からやるかと思えます。

もう一つは、市民協働といいますか。やはりご承知のとおり今年の交付税、そして来年度の交付税の減額、あの流れはもう止まりようもございません。プライマリーバランスをとるためには、ここ相当の間、かなりのレベルの切り下げがもう決定をしているといっても過言ではないわけです。ただ、幸い少し景気が上向いてまいりましたので、何とかそこら辺との均衡がとれるのではないのかという希望的観測もあります。そういう中で市民と、住民といますか、行政の役割分担というところでかなり錯綜しているところもあります。

やはり、きちっと行政が責任を持ってやるためには、一定のところまでは住民の理解と協力を求めなければならないと。これからは、住民とのそういう接触、あるいはそういう意思疎通というのは非常に大切になりますので、私どもの方も、各分野でまたそれぞれ違うものがありますが、市民協働ということで、これも各部局横断的にプロジェクトチームをつくって、どうあるべきかと。

もう一つは、特に最近の流れで大切なのは、いろんな各種団体、あるいはさまざまなところ以外の、いわゆるこれは、そういう行政との全く接点のない方々の意見というものを意外と反映する機会がないと。またその方々は、逆に言いますと、あまり行政がお膳立てしたのものには入りたがらない。しかし、そういう方々はたくさんいらっ

しゃるものですから、それこそ普通の住民の意向を反映させる機会というものも、これは必要でありましょう。

そういうことで、これは、それこそ私の方の現在の秋田市マターのことですが、これからは条例化等、市民広聴条例なんて仮称ですけれども、そんなことも今考えております。当然、これは議会にお諮りしたうえでのことですけれども、やはり、今の時代の流れを踏まえた住民との接触、あるいは住民の意見を聞くというのは、これからいろいろ工夫をしていかなきゃならないということは確かではなかろうかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、その他の(2) 住民説明会の実施予定についてに移らせていただきます。

高橋事務局長 その他の資料3でございます。

市町合併に関する住民説明会の実施予定についてということでございます。法定協において建設計画等の素案が確定いたしました。これを住民意向を反映させるために、1市2町でそれぞれ住民説明会を実施してまいります。

秋田市では、1ページであります。名称としまして各種公的団体等代表者との意見交換会というものが一つございます。それから地域ごとに、中央、東西南北の5地域で開催し、さらに地区説明会を開催していくと、こういうことでございます。開催時期、場所等については、記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。河辺町では、市町村合併に関する住民説明会と銘打ちまして、町民を対象に15会場で説明会を開催するということでございます。

それから、雄和町では、市町合併に関する町民説明会という名称で、町民を対象に1小学校区2会場で説明会を開催すると、こういうことございまして、これも同じく開催時期、場所等については記載のとおりでございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 これは、1市2町それぞれでいろいろな工夫を凝らしてやっていただきたいということでございます。秋田市においては既に、これの前に先ほどお話ししました市民とのミーティングとかのときにこれを話題にいたしまして、ここ1年間、いろいろな機会をとらえてやっております。

特にご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、この件については以上といたします。

その他ございますか。事務局。

高橋事務局長 私の方から1点でございます。その他の資料4をご覧ください。

今後の合併協議会の開催予定でございます。これにつきましては、月1回のペースで行ってまいりましたが、第8回は2月23日14時から当ホテルにおいてということでご案内を申しあげておりました。

それで、9回目以降であります。この3月に河辺町において町議会議員選挙があるということで、非常に日程が込み合って調整が難しいということがございましたので、9回目と10回目については4月上旬、もしくは中旬、あるいは下旬に2回実施したいと思っております。委員の皆様のご都合、非常にお忙しい中であろうかと思っておりますが、どうぞご協力をお願いいたします。決定次第ご通知申しあげますので、よろしく願いいたします。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、本日の協議会をこれにて閉じさせていただきます。ありがとうございました。

以 上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員